

会計学研究連絡委員会報告書

日本の企業会計制度の再検討 —新しい地平への展望—

平成9年6月20日

日本学術会議
会計学研究連絡委員会

この報告書は、第16期日本学術会議 会計学研究連絡委員会の審議結果をまとめたものである。

委員長 中島 省吾(日本学術会議第3部会員・学校法人フェリス女学院院長)

幹事 岡本 清(日本学術会議第3部会員・東京国際大学商学部教授)

河合 秀敏(愛知大学経営学部教授)

津守 常弘(神奈川大学経済学部教授)

委員 辻 厚生(日本学術会議第3部会員・大阪市立大学名誉教授)

若杉 明(日本学術会議第3部会員・高千穂商科大学教授)

遠藤 孝(駒沢大学経済学部教授)

小澤 康人(専修大学商学部教授)

鎌田 信夫(中部大学経営情報学部教授)

櫻井 通晴(専修大学経営学部教授)

《 目 次 》

まえがき	1
I. 日本の企業会計制度の戦後の発展とその当面の課題	2
II. 企業会計原則の再検討	
1. 企業会計原則の問題点	4
2. 企業会計原則の基本的フレームワークの再検討	7
3. 企業会計原則、その問題点の摘出と見直しの方向	12
4. 「企業会計原則の見直し」—現金収支計算書の導入—	16
5. 企業結合会計基準の必要性	22
III. 原価計算基準の再検討	
1. 「原価計算基準」の再検討	26
2. 「原価計算基準」の再検討—問題提起とその検討—	33
IV. 監査基準の再検討	
1. 監査基準の再検討—汎用監査基準の必要性—	39
V. 会計憲章の構想	
	42

まえがき

第16期会計学研究連絡委員会は別記の10名の委員によって構成された。この委員会の発足にあたって第15期の会計学研究連絡委員会から「日本の企業会計制度の見直し」、具体的には、企業会計原則、原価計算基準および監査基準の見直しに取組んでほしい旨の申し送りがあった。当委員会はそれを受け、現行の企業会計原則、原価計算基準および監査基準の問題点につき、各委員の研究報告を聞き、外に、委員以外に浅羽二郎、千葉準一両氏の御意見を伺い、また、日本原価計算研究学会、日本監査研究学会および国際会計研究学会には、それぞれの御協力により、年次大会において特にこれらの基準の問題点を御討論頂いて参考にさせて頂いた。この報告書はそれらの研究活動をもとにして、とりまとめたものである。

第15期から申し送られた上掲の課題は、日本の企業会計の現実に照らしてみても、学界の問題意識においても、時宜にかない、当委員会では、委員たちの熱心な討論の結果、日本の企業会計制度が、現在、いわゆるパラダイム転換を基盤とした再構築を必要としていることについて共通の認識が与えられた。しかし、この問題は、若干の法令と複雑に絡み合い、行政機関との調整を必要とする分野を多く含んでいる。さらに学界における見解も十分に統合されるに至っていない。それゆえ、当委員会の報告においては、現時点において意見の一致をみた点を記すことによって表面的に整理を試みるより、委員たちの問題意識が率直に反映されるような文書を提示することが有益であると判断した。そして、委員各自に、それぞれの専門分野に関する研究成果と見解との記述を求め、それらをとりまとめたものをもって、第16期の当委員会の報告書とすることとしたのである。

I. 日本の企業会計制度の戦後の発展とその当面の課題

中島 省吾

1. 第二次大戦当時までの日本の企業会計

企業会計は、経済社会と企業との成長・発展につれて生まれ、また育ってきた。日本においても明治、大正から昭和初期にかけて、一部の産業において企業規模が拡大し、近代化が進むにつれて、会計の技術およびシステムについても、諸外国の実情および研究成果が紹介され、かつ独自の工夫が加えられて、それなりに発展した。しかし、その対外的報告の様式・内容は個別企業の判断に委ねられ、企業に関する基本法である商法においても計算に関しては極めて簡単な条文が形式的に設けられるにとどまった。株主に対する報告書の様式・内容は昭和13年の商法改正に際し、その施行法において、命令でこれを定めることとしたものの実際には戦後昭和38年に至って初めて法令化される状況であった。昭和9年には商工省財務管理委員会によって財務諸表準則が制定されたが、企業に一般的に普及する状況にはならなかった。

その後、戦時色が濃くなるにつれて軍需産業に対し、陸・海軍による管理体制が進み、原価計算、予算統制などに関する要綱により会計制度の統一が試みられた。また、価格統制との関連で原価の算定の方式が公的に検討されることになった。企業会計は企業自身における必要性あるいはその利害関係者の要求に応える情報システムとしては、不十分であったものの、国家的統制あるいは生産性増進のための用具として、一部の産業で整備され、企業活動の合理化に寄与した。

しかし、一般的には企業の株主数は比較的に少なく、その所有関係は、財閥支配下のものもその他の企業においても概して私的・閉鎖的であった。企業活動は財務的効率よりは生産力増大を専ら目指し、会計情報に対する関心は低かった。それゆえ戦時体制下においては、会計は社会経済的にもまた企業的にも、近代経済社会に相応しい水準に達しないままに推移した。

2. 戦後における企業会計制度の発展

第二次大戦後の日本経済は、新しい状況を迎えた。しかし、企業会計が新しい姿を整えるには、なおその経済的環境および企業活動の状況の成長発展を必要とした。それにもかかわらず、戦後数年を経た時期に企業会計制度が新しい方向に向かって動き始めたのは、占領行政の下で、証券市場の育成との関連で、企業の財務報告に関し、会計原則の確立と公認会計士による監査制度の形成が強く指示されたからであった。戦後の企業会計制度は経済の成熟を待たず、証券投資のための必要性の自覚も育たぬうちに、先ず形式的に整えられることとなった。

すなわち、昭和24年に企業会計原則と財務諸表準則とによって、財務諸表の様式・用語・作成方法についての統一への道が開かれ、公認会計士制度の誕生および昭和31年の監査基準の成立をもとに、その監査の制度が発足した。これらはいずれもその後の改正、追加、補足によって充実、改訂され、制度は整備され、実績も高く評価されるようになった。

他方、原価計算制度は、戦後のインフレーション期に価格統制上重要な役割を果たし

たが、その後産業合理化、経営管理体制重視の動向をうけて、戦前・戦時中と異なる問題意識のもとに、会計原則、税法とのかかわりを保ちつつ管理会計上の要請に応える制度化を求め、やがて昭和37年に原価計算基準が公表された。

このようにして、わが国の企業会計制度は、企業会計原則、原価計算基準および監査基準を中心として整備され、戦前、戦時中と全く異なる体制のもとに発展して今日を迎えた。振り返って考えれば、多くの点で不十分だった企業会計が、戦後これまでに発展し、整備されるに至ったのは、これらの原則・基準に代表される、関係者の努力によることは云うまでもない。関係者がこれらを通じて果たされた役割は高く評価され、永く記憶されるべきである。

3. 企業会計制度見直しの必要性

日本の経済水準、その環境および諸条件、また、企業の内外の情勢は、戦後40数年間に目覚しく発展し大きく変化した。企業会計制度は、この間、新しい情況とそこに発生した多くの問題に、そのときどきに個別的に対応してきたが、諸条件の発展と変貌とは40数年前に誰も予想していなかった内容のものであった。新しい課題は、個別的な対応で処理しうる量および内容をこえて、新しい総合的、体制的取り組みを必要とするに至った。

このような発展と変貌とを具体的に考えてみると次のような状況を指摘しうる。

(a) 目覚ましい経済成長による量的ならびに質的变化、(b) 高い貯蓄性向にもとづく急速な資本形成と金融・証券市場の変貌、(c) 外国為替レートの固定レート制から変動レート制への移行とレートの激しい変動、(d) 原材料輸入・製品輸出型経済から対外直接投資の著しい増大にもとづく企業多国籍型経済への移行、(e) グローバルな証券取引市場への参入、(f) 技術革新の持続、(g) 土地価格の激しい変動、(h) 企業活動の国内および国外における集団化、など。

とくに、この間に、国際会計基準委員会(IASC)の発足(1973年)と国際会計基準の発展、および国際会計士連盟(IFAC)による監査基準の国際的調整の進展、さらに証券取引監督機関のIOSCOによる国際的協調などによって、企業会計制度の国際的対応の重要性が増大したことも注目されねばならない。

かくして、日本の企業会計制度は、部分的手直しあるいは当座的対応によって、その機能を十分に果たすことは望みえない状況を迎えた。企業会計制度に、新しいパラダイムにもとづいて、根本的な検討を試みる必要があるという認識は、今日、会計学界人、会計実務担当者、また、広く一般経済人の間に急速に普及しつつある。当委員会が企業会計原則、原価計算基準、および、監査基準の抜本的見直しを志すに至ったのは、このような情況認識による。

II. 企業会計原則の再検討

1. 企業会計原則の問題点

若杉 明

我が国の制度会計においては、一般に認められた会計基準の存在が前提となっており、商法会計、証取法会計および税法会計においては、それぞれ当該法規に定めのない事項については、会計基準に従うべきことが明定されている。商法会計における公正なる会計慣行、証取法会計における一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行および税法会計における一般に公正妥当と認められる会計処理の基準がそれである。そこで企業会計原則が、これらの法規で委任規定の対象となっている会計基準でありうるかどうかが問題となる。勿論今日の企業会計は企業会計原則の設定された当時と異なり、連結財務諸表、外貨換算、リース会計等多数の複雑な問題領域をようしており、それぞれの分野ごとに個別に会計基準が設定されている。したがってわが国の会計基準は、企業会計原則をはじめ、諸分野別基準の全体を総称するものである。その中にあって、企業会計原則はもっとも基本的で総括的な原則を表明したものと位置づけられる。

その設定以来、商法会計と証取法会計の一元化という社会的要請にこたえて、当初は商法会計が企業会計原則に歩みによる形で改正されたが、やがて逆に後者が前者に譲歩しつつ一元化がはかられることとなった。その結果、大企業の会計を指導するという性格をもつ企業会計原則が、どちらかといえば中小企業の会計を念頭におく商法会計に歩みよったために、種々の矛盾が認められその会計基準としての指導性に問題が生ずるにいたっている。本稿では、そのような状況をふまえて、企業会計原則のもつひずみのいくつかについて分析することにしたい。

1. 企業会計原則においては、資本剰余金と利益剰余金の厳格な区別が要求され、その区別を、これを生ぜしめるもとなる資本取引と損益取引に係らせて認識することになっている。企業会計原則においては、企業実体論をとっており、株主、債権者等の利害関係者から別個独立の企業実体を仮定している。したがって株主と他の利害関係者とは並列的な関係におかれ、株主からの資本の拠出も国等からの資本助成、債務の返済免除等も同列に取扱われている。それ故に資本取引は株主と企業との間に行われる資本の増減変動だけではなく、その他の利害関係者からの資金の企業への流入取引をも含む広義の概念として設定されている。株主以外の関係者からの拠出分たるその他の資本剰余金は当然のことながら資本剰余金として資本に準ずるものと認識される。

商法は資本主義論に立つために、資本取引は株主からの資金の流入やその変更移転等だけをさすものとし、株主以外の利害関係者からの資金流入等の取引は損益取引とみなされる。したがってその他の資本剰余金は利益として取扱われている。証取法会計と商法会計との一元化を目指したある段階における企業会計原則の修正のさいに、その他の資本剰余金は利益として取扱われることになりこれによって、大会社の当期純利益は、その他の資本剰余金の当期発生高に相当する額だけ過大に計上されることになる。このようにして大会社の会計基準としての企業会計原則は、会計主体觀として部分的に資本主義論を取り入れることを余儀なくされた。このような事態は、企業会計原則のもつ理

論的一貫性を著しくゆがめることを意味している。

2. 現在のわが国の会計基準は、取得原価・実現基準を中心とする会計原理に基づいている。このような原理に従って算定された利益は処分可能性の要請に沿うるものである。つまり未実現利益を排除し、貨幣性資産の裏づけをもった実現利益のみを計上せしめることによって、その処分による資本のくいつぶしを防ごうとする。だが利益には他方企業の経営業績指標としての役割が課されている。取得原価・実現基準によれば、棚卸資産、有価証券、新金融商品、時価の変動の著しい土地等について、発生収益たる評価益や発生損失たる評価損は原則として認識することができない。棚卸資産等については例外的基準たる低価基準を採用したときにのみに評価損が計上されるにすぎない。そのため企業をめぐって行われた取引事象に関連して測定の対象とならない収益、費用、損失等が生じ、利益が企業の正しい経営業績を表示しえない状況が発生している。損益計算書は、その末尾に処分原資たる当期純利益が示され、そこに至るまでの売上総利益、営業利益、経常利益等の諸利益はそれぞれが経営業績指標としての役割を演じてはいるものの、前述の理由により、それはきわめて不十分なものである。

3. 上の問題に関連して、現在のところ棚卸資産や流動資産たる有価証券の評価に関連して、取得原価基準を原則として、低価基準を例外的処理法としている。取得原価基準を探る場合、時価の下落は評価損の計上に直結しない。時価が著しく下落して回復する見込みがないと認められる場合には、時価に切下げることが要求されてはいるが、下落の度合いが50%以上をもって「著しく」と解釈されているために、この規定の効力には限界がある。日本経済においてはバブルの崩壊に伴って棚卸資産、有価証券等の時価の下落が顕著に認められたにもかかわらず、取得原価基準を探る企業はぼう大な評価損を計上することなしに決算を行い、利益を過大計上する企業が少なくなかった。

低価基準については、時に原価評価をし、時に時価評価をすることになって理論的一貫性が認められないという批判があるが、それはあまりにも形式論理的であって、潜在している評価損を顕在化することにより、株主や投資者に有用な情報を開示するというディスクロージャの精神からすれば、取るに足らないものである。低価基準の採用は国際的にみても広く慣行化されており、その原則としての適用は急がれなければならない。

4. 現在、企業会計上繰延経理の対象となっている将来の期間に影響する特定の費用は、商法の規定する8項目に限定されている。会計実践上は法人税法の規定するごとき繰延資産項目が数多くみとめられる。だが企業会計上これらの項目の会計処理については、何の定めもないために、会計実践上は、仕方なく投資その他の資産の箇所に掲記するのが一般的である。

商法上の8項目は資産の部への記載を一部認められてはいるものの、実質的には、これらのほとんどに資産性を認めることは難しい。これに対して法人税法上の繰延資産は、はるかに資産性が豊かである。したがってこれらの項目の会計処理や開示について何らの手当をも行っていない企業会計原則は怠慢のそしりをまぬがれないであろう。商法の認める繰延資産項目については、企業に判断をゆだねて、これを発生した期に全額費用化することも、繰延経理することも任意とされているが、その資産性の希薄さは別として、それは許されてもよい処理法といってよい。税法上の繰延資産項目については、その会

計処理法を企業会計上明定することが強く要請される。

5. 以上にあげた諸問題に対する解決策を探求するにあたって、基本的な考え方を次にあげておきたいと思う。

会計基準のあり方を検討するにさいして、企業規模の大小や会計実践を動かす基本理念等を考慮するならば、すべての場合に一律に妥当しうる会計基準を構想することは現実的ではないと思われる。会計主体観についてみると、企業規模の大小その他によって企業体質は著しく相違するものであるから、一定の主体観に立ってすべての企業に妥当する会計基準を形成することは困難であろう。所有経営者によって経営される中小規模企業に妥当する主体観と所有と経営の分離している大規模会社にふさわしいそれとでは、本質的に異なるものであるから、会計基準を大企業に適用されるものと中小規模会社に対するものとに区別して設けるのが現実的であろう。この場合、会社の大小の区別はたんに資本金額だけでなく、株式の公開・非公開の別、同族会社か否か等、種々の観点からみた企業体質の相違に照らして区別するのが妥当であろう。

企業利益の2つの主要な特性である処分可能性と経営業績指標性とは、本来1つの会計システムにおいて無理なく、何の調整を施すこともなく両立しうるものではない。処分可能性を強調すれば、経営業績指標性は後退するし、逆の場合には、逆のことが言えるであろう。利益の処分可能性を重視して、取得原価・実現基準に従事するならば、たとえば資産の時価は認識されず、企業をめぐる諸取引事象がもれなく会計情報化されることはない。その結果企業の正しい経営業績の開示が行われず、投資者等の経済的意志決定にとって問題が生ずる。逆に経営業績指標性を専ら重視して、資産の時価評価を行い未実現利益を含めて当期純利益を算定し、これらの利益を無条件で処分の対象にするならば、資本維持に問題が生ずるであろう。

そこで処分可能利益の算定と業績指標たる利益の測定とを両立させ、調和するためには、何らかの工夫が必要とされる。またこのようにして何らかの調整を行いうるならば、上記2つの目的は共に達成されうると思われる。その方策として次の2つの方途が考えられよう。

第一は、財務諸表の本文では取得原価・実現基準を貫き通しながら、注記事項として開示の上だけで時価評価額とその結果の評価損益を開示するもので、現在すでに先物・オプション取引や市場性ある有価証券について実践されている。第二は、業績評価に必要な損益数値を発生主義と時価基準を用いて測定しながらも、未実現利益は処分可能利益から除去するのである。具体的には、未実現損益を損益計算書に記載して業績指標としての開示を行いながらも、当期末処分利益から未実現利益を除去して処分可能利益を算定する。そして除去した未実現利益は資本の部に資産の評価修正項目として掲記して次期以降に繰越し、将来実現した時にその期の処分可能利益に含めるのである。この方式は時価を適用して未実現利益を計上するところから現行の実現主義取得原価基準から逸脱するように思われるが、後の調整によって実質的に現行基準に一致するので何ら問題は生じない。これによって利益の処分可能性と業績指標性の2つの要請が同時に満たされることになる。

2. 企業会計原則の基本的フレームワークの再検討

津守 常弘

1. はじめに

1. 「企業会計原則」(注1)が公表されて以後ほぼ半世紀に亘とする歳月が経過した。この間、企業会計原則が、わが国「企業法制の改善と統一」、「会計教育の普及・知的水準の向上および会計実務の発展」、「会計理論のパラダイム効果」に果たした役割については周知のところであろう(注2)。しかし近年、過去半世紀の間に蓄積された「制度疲労」等の国内的要因に加えて、「国際会計基準」ないしアングロ・アメリカン型会計諸基準(注3)の「国内規範化」による各国会計規範の「国際的調和化」が急速に進展するにともない、わが国においても企業会計原則の再検討の必要性がますます認識されるにいたっている。それは、好むと好まざるにかかわらず、いまや議論の段階を踏み越えて具体的日程の問題である(注4)。

2. 企業会計原則の再検討をおこなうにあたっては、理論次元で論すべき問題と制度次元で解決すべき問題とを区別しておくことが必要である。なぜなら、たとえ理論的に望ましい事柄であるとしても、それを直ちに制度化することが困難または不可能な諸事情が存在しうるからである。ここでは、紙幅の関係上、制度化が比較的容易な事柄にのみ問題を限定する。また、制度的次元で問題を検討するにあたっては、まず、「企業会計原則」の内容の検討からはじめ、本来前提となるべき、会計基準と法制度との関係の問題についてはⅢにおいて取り扱うこととする。

2. 「企業会計原則」の原理的再検討の必要性

1. 企業会計原則が「指導原理性」と「実践規範性」という二つの性格を兼ね具えていることについては、しばしば論じられてきたところである。まず企業会計原則の「実践規範性」という側面に関連していえば、「実践規範」としての会計基準は、「国際会計基準」との調和化にあたって、すでに「セグメント情報」、「金融商品会計」、「企業年金会計」、「外貨換算会計」、「連結会計」等の各領域で、ピースミール・アプローチによる調整が具体的に進められてきている。他方、「指導原理性」ないし「概念フレームワーク」という面からみれば、企業会計原則の再検討の問題は、実質上、「国際会計基準」ないしアングロ・アメリカン型会計基準の国内基準化の問題であり、またアングロ・アメリカン型会計基準の国内基準化の意味するものは、具体的には主に次のような転換によって特徴づけられるであろう。

- (a) 古典的アプローチから利用者指向(意思決定・有用性)アプローチへの移行
- (b) 収益・費用中心観から資産・負債中心観への移行
- (c) 取得原価基準から多元的評価基準への移行
- (d) 包括利益と稼得利益との結合報告書の導入
- (e) 第三の基本財務諸表として位置づけたキャッシュ・フロー計算書の導入

このような特徴は、現在もなお「真実利益アプローチ」的性格を濃厚に帯びているドイツ型の会計思考とは著しく異なっており、また、「古典的アプローチ」に立脚する「企業会計原則」における会計思考とも本質的に異なっている。しかし、現段階において企業会計原則の再検討を行なおうとするかぎり、懸案事項の部分的修正ではすでに不十分であり、原理的な転換が不可欠である。

その場合、「企業会計原則」は、その原理のなかに少なくとも上記(a)～(e)を取り入れることが必要である。

2. 理論的アプローチにおける本質的な転換を意味するこのような移行に際して鍵となる問題は、いうまでもなく(a)の問題である。(b)以下の問題は(a)の問題の解決如何に多かれ少なかれ左右される。それゆえ、企業会計原則の再検討にあたっては、先ず「会計公準」論から「会計情報の質的特性」論への転換の意味と両者の質的な違いを明確化したうえで現行の「一般原則」の存在意義を問うことが必要である。このように両者の本質的な相違性を明確にしておくことは、この問題に関する研究の過去の歴史(注5)に照らして、また、後述の「会計理論および会計教育の新しいパラダイムの形成」に関連してとりわけ重要である。

3. 現在提起されている会計問題は、情報利用者の多様化に関連し、また、しばしば企業の財務的業績(financial performance)に関わる金融取引・オフバランス問題に集中している。(c)、(d)の問題が伝統的な「原価主義 対 時価主義」の図式とは異なるまさにこのような現象に関連して生じている問題であることは周知のとおりである。伝統的な図式にこだわらず、情報利用者のニーズに適応した多元的評価基準を採用すべきであり、また、現段階におけるメリットという視点から「包括利益と稼得利益との結合報告書」の導入を図り、とくにドイツにおける「資金計算書」(Kapitalflussrechnung)導入の経験からも学びながら(注6)キャッシュ・フロー計算書を第三の基本財務諸表として位置づける(注7)べきである。あえて強調すれば、上記(b)～(e)の導入は(a)導入の論理的帰結にはかならない。

4. 他方、IASCないしFASB「概念フレームワーク」の測定構造には(1)「利用者指向アプローチ」または(2)「資産・負債中心観」に内在するいくつかの問題点が残されている。たとえば、

- (a) 負債の測定、したがって負債と持分との区分に関する問題点(上記(2)に関連)
- (b) (a)の問題点と関連する包括利益の測定に関する問題点(上記(2)に関連)
- (c) 多元的評価(多元的属性)基準の論拠の曖昧さに関する問題点(上記(1)に関連)
——などがそれである。(注8)

わが国においては、資本と利益との区分ならびに一般に利益計算構造に関して長年にわたり積み上げられてきた貴重な独自的な理論的蓄積がある。「国際会計基準」ないし英語・アメリカン型基準の導入にあたっては、上掲(a)～(c)の問題点の解明のために、これらの理論的蓄積が可能なかぎり生かされねばならない。「概念フレームワーク」の構築のために、たゆみない独自的な努力を積み重ねるべきであろう。

3. 「国際会計基準」ないし英語・アメリカン型基準の国内規範化の具体的方式

1. 商法会計、証券取引法会計、法人税法会計からなるいわゆる「トライアングル体制」下にあるわが国の法制度のもとにおいては、「国際会計基準」などの国内基準化にあたって次のようないくつかの選択肢があり得る(注9)

(1)「トライアングル体制」の枠組内で国内規範化するケース

- (a) 日本の資本市場で上場・起債する外国企業にIASの採用を認めるケース
- (b) 「トライアングル体制」全体でIASに対応するケース
- (c) 連結財務諸表の会計基準のみIASに対応するケース

(2)「トライアングル体制」の中で証券取引法会計が独立性を強めるケース

- (a) 連結財務諸表のみを上場・起債の要件とし、IASとの調和化を進めるケース
- (b) 証券取引法会計は連結・個別ともにIASとの調和化を進めるケース

2. 債権者保護目的と投資家保護目的との相違性、分配裁定指標と業績指標との相違性、証券取引法の経済法的性格などを勘案した場合、このうち最も合理的と考えられるのはいうまでもなく(2)一(b)であるが、比較的に合理的かつ実行可能性が高いと考えられるのは、(2)一(a)の証券取引法会計のみが連結次元で「国際会計基準」に対応し、商法会計、法人税法会計は個別次元のみにおいて分配裁定の指標としての機能を担うという方式である。この場合においては、企業会計原則は、まず証券取引法会計に関するかぎり「国際会計基準」ないし Anglo-American型会計諸基準に準じて全面的に見直されなければならないのに対して、他方、商法会計・法人税法会計と企業会計原則との関係は現行の関係のままであり得る。なお、この点に関しては、商法と証券取引法との関係、とくに証券取引法第1条の解釈をめぐる議論を参照されたい(注10)。

4. 日本における「概念的フレームワーク」構築の特殊な必要性

1. 「古典的アプローチ」から「意志決定・有用性アプローチ」への転換は、ある意味で Anglo-American型会計基準と Franco·Jerman型会計基準との関係と通底しており、しかもこの両基準の基礎には「理論」の性格そのものに関する Anglo-American思考と Franco·Jerman思考との相違が横たわっている。Anglo-American的思考と並んで伝統的に Franco·Jerman思考が会計理論・制度に深い影響を与え続けてきたわが国の特殊事情を考えれば、このことは疎かにはできない問題であるといえよう。

2. それゆえ、わが国における企業会計原則を「意思決定・有用性アプローチ」に転換させようとする場合には、両アプローチの本質的な相違性について改めて明確化し、会計理論および会計教育のための新たなパラダイム形成に役立てなければならないであろう。その場合、証券取引法会計に関わる新しい「企業会計原則」は、財務報告目的論、資産・負債中心観と収益・費用中心観、会計情報の質的特徴の階層的構造、属性問題、資本維持概念、利益概念などの問題を含む「概念フレームワーク」として設定されるべきであろう。その場合、この新しい「企業会計原則」のなかにはドイツにおける正規の簿記の諸原則(GoB)に類似した日本における「潜在的フレームワーク」も加味されるべきであろう。

なお、現行の「企業会計原則」は、当面は商法会計、法人税法会計との従来の関係を維持するため、また非営利組織の会計をも含めた「概念フレームワーク」ないし「会計基本法」の構築の将来的な可能性を追求するためにそのまま保留すべきである[VI参照]。

5. 企業会計原則をめぐる制度的環境の改革問題

1. 現行の Anglo-American型会計諸基準においては、測定構造と制度的構造(装置)とがとくに密接に結合されている。それゆえ、Anglo-American型の会計基準を導入する場合には、測定構造だけを切り離して導入することはできず、制度的構造(装置)の導入、とりわけディスクロージャー制度の改革と due process の整備が必要である。

しかも、この制度的装置は、とくに1960年代から70年代初頭の米国における「分析の時代」("age of analysis")の開幕とともに、一般に論理的装置のうえに客觀性よりも連帶性を重視すると

いう変化をもたらし、この変化が測定構造の基礎にある論理的装置にも影響を与えることになっている。「一般に認められる会計理論」(Generally Accepted Accounting Theory)あるいは「理論承認」(Theory Acceptance)という概念が登場するのは決して偶然ではない。

2. フランコ・ジャーマン型会計規範においても、測定(ないし計算)構造と制度的構造(装置)とは、アングロ・アメリカン型とは異なる意味でもちろん密接に関連している。しかし、ディスクロージャー制度との関係は希薄であり due process は存在しない。しかも、アングロ・アメリカン型基準においては測定(計算)構造論と制度的構造とが密接に関連しているのに対して、フランコ・ジャーマン型規範においては、両者は総じて分離されている。

わが国においてアングロ・アメリカン型会計諸基準を導入する場合、企業会計原則そのものばかりでなく、それをめぐる制度的な環境の改革が今日きわめて重要な意味をもつ理由の一つがここにある。しかし、企業会計原則をめぐる制度的環境の改革問題はもちろんこれだけに止まるものではない。

3. 企業会計原則の再検討が真の意味で効果を發揮しうるのは、いうまでもなく財務情報の発行体、監査人、財務情報の利用者の三者が企業会計原則を共通のベースとする三位一体の完結したシステム、すなわちディスクロージャー制度を形成し活用するという条件のもとにおいてである。このディスクロージャー制度は証券市場に対する社会的統制の一形態(間接的統制=market monitoring 方式)であり、証券市場と民主主義との一定の在り方の上で、それらの高度の成熟を俟ってはじめて真価を發揮しうるシステムである。この意味で、企業会計原則の再検討という課題はディスクロージャー制度ならびにその基盤をなす証券市場・民主主義の高度化という課題と一体として解決されるべき性質の問題である。

4. 他方、以上から容易に導きだせるように、証券市場・民主主義の在り様とその成熟度はそれぞれの国のディスクロージャー制度、したがって会計制度の在り様に重大な影響をおよぼす。アングロ・アメリカン諸国、フランコ・ジャーマン諸国、日本の会計制度にそれぞれ特性があるのは、まさにそのためである。しかし、それにもかかわらず、長期的な展望をもって可能な限りディスクロージャー制度の改革に努め、抜本的・原理的に「国際会計基準」の導入を図るというスタンスに立たないならば、いたずらに旧弊を助長するのみで真の意味で国際的経験を「摂取」することは不可能であろう。

6. おわりに

以上、証券取引法会計との関係に限定して「国際会計基準」ないしアングロ・アメリカン型会計諸基準の「国内基準化」の問題について、しかも主に「概念フレームワーク」の問題に関連して私見を述べた。この場合、現行「企業会計原則」は商法・税法に対して依然としてそのままに維持することが必要となる。しかし、会計学研究者という立場から長期的に展望するとすれば、「企業会計原則」は、まったく新しい環境のもとで、設定当初の精神を生かして商法・証券取引法・法人税法会計すべてに対する「概念フレームワーク」として、あるいは会計に関する「基本法」として将来的に再構成するという構想をもち続けることが必要であろう(注11)。「企業会計原則」設定の歴史的な経験は、そのことの必要性と可能性とについて幾許かの貴重な示唆を与えてくれているように思われる(注12)。

- (注1)以下、企業会計審議会公表の「企業会計原則」および「企業会計原則注解」を「企業会計原則」と表記し、同審議会公表の「企業会計原則」およびその他の基準・意見書などを総称して企業会計原則と表記する。
- (注2)日本会計研究学会・特別委員会報告「企業会計原則と商法計算規定」、新井清光編著『企業会計原則の形成と展開』中央経済社 1989年、p. 33.
- (注3)以下、「国際会計基準」およびアングロ・アメリカン型会計諸基準という場合、IASBおよびFASBなどの「概念フレームワーク」をも含むものとする。
- (注4)たとえば、金融研究会「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」日本銀行金融研究所『金融研究』第12巻第3号 1993年9月を参照。
- (注5)会計基準研究委員会「『企業会計原則の基礎をなす会計基準』に関する意見書」(1969年2月28日付)会計基準研究委員会編『会計公準と会計基準』同文館 1970年 pp. 363—365. 所収を参照
- (注6) z.B.vgl.A.Haller and S.Jakoby, Funds Flow Reporting in Germany : A Conceptual and Empirical State of the Art, *The European Accounting Review*, 1995 , 4 : 3 . pp . 515 — 534 ; Frank Stahn , Neuss , Zum praktischen Entwicklungsstand der Konzern-Kapitalflußrechnung in Deutschland — Eine empirische Untersuchung vor dem Hintergrund der Stellungnahme HFA 1/1995 und dem betriebswirtschaftlichen Forschungsstand zur Konzern-Kapitalflußrechnung — *Die Wirtschaftsprüfung*, Heft 18/1996, S. 649—657.
- (注7)とくに日本会計研究学会スタディ・グループ最終報告(主査:鎌田信夫)『現金収支計算書の制度化についての研究』1996年、を参照。
- (注8)日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告(主査:津守常弘)『会計の理論的枠組みに関する総合的研究』1996年、を参照。
- (注9)この問題に関しては、とくに徳賀芳弘「国際的視点から見た日本の企業会計の特徴と『企業会計原則』『国際会計研究学会年報』1996年度 pp. 21—37の分析が参考になる。また、前掲、日銀金融研究会における各報告・コメントを参照。
- (注10)証券取引法の経済法的性格については、上村達男「証券取引法第一条に関する覚書」(堀内亘先生退官記念論文集刊行委員会編『現代会社法・証券取引法の展開』所収)を参照。なお、証券取引法の立法目的をめぐる論点、多数説と少数説、参考文献については田中誠二・堀口亘共著『全訂コンメンタール 証券取引法』勁草書房 1990年 pp. 23—25を参照。
- (注11)一例として、千葉準一「日本財務会計制度研究の規準」『企業会計』第48巻11号(1996年11月号) pp. 4—10を参照。
- (注12)津守常弘「日本の会計制度における『公開思想』の発展」九州大学経済学会『経済学研究』第58巻第4・5合併号(1993年5月)所収参照。

3. 企業会計原則、その問題点の摘出と見直しの方向

遠藤 孝

1. 序

1949年に「中間報告」として公表され、54年に「注解」を付された「企業会計原則」(注1)が、1962年の商法－会社計算規定の改正、施行を画期として、それ以前は前文に謳った実践規範、指導原理として、よく機能したこと、以後は会計規制の法制化の過程で存在意義、役割を低下させてきていること、これらは、学界の共通認識といってよいであろう。、

この「企業会計原則」を含む企業会計原則の見直し、再構築を論ずるためには、現代会計に則し、フレームワークを構築し、会計の基本目的－会計の定義、発生主義、実現主義など根本的に見直し、国際会計基準との調整も考慮しなければならないであろう。しかしこのことは、現段階で世紀を越える時間を要する課題であり、個々の問題の展望(これも充分意義のあることである)はともかく、この限られた枚数で論じることは不可能といわなければならない。企業会計原則全般の見直しの必要を意識しながらも、本稿ではその前段階の作業として、「企業会計原則」の問題点の摘出に論点を限定し、最後に企業会計原則見直しの方向について触れておきたい。

2. 本 論

現行「企業会計原則」は、企業会計をどのように解し、企業会計の目的をどのように考え、体系化しているか、何度かの修正によって性格を変えてきているようにも考えられるが、依然として「適正なる損益計算」、期間収益力測定を基本目的としていると考えざるを得ない。そうでないとしたら、その全体系は全く説明できないし、またそうだとしても次の諸点が基本目的と首尾一貫しない。

1. 一般原則

(1) 資本取引と損益取引区分の原則について

ここでは「資本剰余金と利益剰余金を混同してはならない」としているが、「注解19」では「合併差益のうち消滅した会社の利益剰余金に相当する金額については、資本剰余金としないことができる」とあり、これにより本来資本剰余金とすべき合併差益の一部が利益剰余金になりうることになり(注2)、この関係をどのように解するのか疑問である。また区別されるべき「資本」とは何か、「利益」とは何か、依然として未解決であり、明らかではない。さらに「その他の資本剰余金」が、その他の剰余金に区分、表示され、利益剰余金として扱われているが、資本なのか、利益なのか、資本としての考え方を放棄した訳ではないといわれているが、不明である。

(2) 繼続性の原則について

1963年「企業会計原則」から74年の修正で「正当な理由……」の文言を本文から削除した経過、意味から考え、現行の文言で、会計処理、表示の方法、手続きの継続性の変更を制約できるか、問題のあるところである。

(3)保守主義の原則について

「適正な期間損益計算」目的のもとで、保守主義は理論的に、どう位置づけられるのか、より具体的に内容、限界を明らかにする必要がある。

2. 損益計算書原則

(1)「損益計算書の本質」で「企業の経営成績を明らかにするため……当期純利益を表示しなければならない」としながら、最終的には当期末処分利益の計算、表示を指示しており整合性を欠いているように考えられる。ここから当期末処分利益の記載を改めるべきである、という見解(注3)が妥当性を持つことになる。関連して「財務諸表の体系」では、損益計算書、貸借対照表、財務諸表附属明細表、利益処分計算書を「財務諸表」とし、監査人は上記財務諸表が「企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認める」意見を述べることになっているのであるが、利益処分計算書は財政状態及び経営成績の表示と、どのように関連しているのか、明らかではない。このことは利益処分計算書を財務諸表の一つとしていることについて、これでよいのかという問題でもある。

(2)損益計算書原則三のC、売上原価について

売上高に対応する売上原価には、売上商品、製品原価の他に、売上高に直接対応する項目(例えば、酒税、タバコ税、その他物品税、特許権など)があり、これら項目、金額を計上し、表示すべきであるという見解(注4)も、首肯しうるところである。

3. 貸借対照表原則

(1)棚卸資産、有価証券の評価について

低価主義の選択適用、強制適用と「適正な期間損益計算」は首尾一貫性を欠く。取引所の相場ある有価証券について、評価損の計上とともに評価益の計上—時価評価を認めるべきではないか。また取引所の相場ある有価証券で長期保有のものについても低価主義の適用を認めることは問題である。

(2)繰延資産について

建設利息を除く、認定する繰延資産項目について、「その効果が及ぶ数期間に合理的に配分するため」(注解15)としながら、「各事業年度に均等額以上を配分しなければならない」(貸借対照表価額五)とし、商法が定める3乃至5年の期間内均等額以上の償却を認めおり矛盾している。商法が定める期間によるとしても「合理的配分」のためには期間均等償却でなければならないし、とくに社債発行費、社債発行差金については社債に期限があり、その期限、償還額にしたがう配分とするのが合理的である。また繰延資産として現行が認めている項目で妥当かどうか。とくに社債発行差金については、すでに支出を行っているわけではなく他の繰延資産とは異質であり、繰延資産として処理するよりも社債に対する評価勘定として処理するのが妥当のように考えられる。(注5)

(3)引当金について

設定根拠の一つとしている費用発生主義の「発生」概念が不明瞭である。現行では「将来発生」すなわち予想による発生損費に対する留保を引当金として概念規定しているが、将来発生損費と当期費用性とはどのように理論的に連がるのか。また減価償却による留保を当期発生費用に対する留保として引当金の範疇から除いているが、他の当期発生費用に対する留保と認められる、修繕引当金、特別修繕引当金、退職給与引当金

を引当金としていることの根拠は不明である。引当金を将来発生損費に対する留保としながら、本来、経済価値の増減の事実をもって「発生」ととらえるべき発生主義により説明しようとしていることに無理があるように考えられる。(注6)

(4) その他の資本剰余金について

前述の1. の(1)以外に、国庫補助金などで取得した資産について「国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる」(注解24)として圧縮記帳を認め、一方、「有形固定資産については、その取得原価から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする」(貸借対照表原則五のD)としており矛盾している。(注7)

4. その他

財務諸表の体系は現行でよいか、前述の利益処分計算書の存置を含め、財政状態変動表、キャッシュ・フロー資金計算書を財務諸表として採用することについて検討する必要があるであろう。またこれは「企業会計原則」を含む企業会計原則に関する問題であるが、企業会計審議会からは、連結財務諸表原則、同注解、外貨建取引等処理基準、同注解、その他セグメント情報、リース取引、先物、オプション取引などにつき多くの意見書が発表されているが、企業会計とは何か、企業会計の基本認識の差がそこにあり、企業会計原則全体として、体系、整合性を欠くといった問題(その一々につきここで摘出する紙幅がないが、例えば測定、開示の何れに重点をおいているかという問題)があるように考えられる。

3. 結び—企業会計原則見直しの方向

企業会計原則の見直しは今にはじまったわけではなく、冒頭に述べた企業会計の法制化の過程で存在意義、役割が低下、会計学者の間に危機意識が増大するに及んで、さまざまな取組みが示されている(注8)。しかし残念ながら今日まで制度改革としては具体的な結実を見ていません。その最大の原因是、法主体の制度的枠組みの中で、企業会計原則が確かに位置づけられていないことにあると考えられる。現行の制度的枠組みでは商法第32条2項との関係で企業会計原則の存在が問題となるが、同条がいう「公正なる会計慣行」は企業会計原則を指すとする解釈が一般に承認されているわけではなく、また近年の日本コッパース(有)事件をめぐる判決でも、「商法32条2項は、法文に規定のない事柄についての解釈基準」であり、企業会計原則全体が「公正なる会計慣行」であるということはできず、法的拘束力を持たないと司法の判断が示されている。

かくて企業会計原則の見直しとしては、具体的には、公正なる会計慣行を集約したものとして、一般に、さらに法的に認知され、商法32条を裏付ける企業会計原則として再構築していく方向、あるいは会計実務の指針となるべき、また法令の会計規定改正に当たって、参考にされるべき理論規範、指導原理としての企業会計原則を形成していく方向が考えられる。どちらの方向をとるにしても、国一官主導、法支配の制度的枠組みが形成され、法の論理による詳細な会計規定が設けられている現実にあって、会計の論理に成る企業会計原則の法による認知、あるいは規範化は容易な道ではない。いずれにしても、企業会計原則自体が理論的に首尾一貫し、その存在を社会に自信をもって主張しう

るものでなければならないであろう。

最後に企業会計原則の見直しは、企業会計原則だけの考察によって解決できる問題ではなく、全体の制度的枠組と関連する問題であり、その制度的枠組、内容が、どのような政治的、社会経済的関連で、どのような目的、支配、担い手によって構築、設定され、役割を果たすかの認識、分析があつて、正しい企業会計原則見直しの方向が見定められることを付言しておきたい。

注1：現在、企業会計審議会より公表されている「企業会計原則」、「同注解」を指して「企業会計原則」といい、「企業会計原則」、企業会計審議会からの意見書などを総称するとき、企業会計原則といっている。

2：日本会計研究学会特別委員会報告「企業会計原則と商法計算規定」、1986～87年。

3：江村 稔「企業会計原則にかんする疑問点」、亜細亜大『経営論集』第29巻第2、3合併号、1994年。

4：「同上稿」。詳しくは「同稿」。

5：遠藤 孝「社債発行差金の評価勘定処理については、遠藤 孝「社債発行差金の会計処理に関する若干の考察」、駒沢大『研究論集』第2号、1961年。

6：遠藤 孝「引当金概念の変化—その拡大傾向について」、『会計』第94巻5号、1968年。同「新引当金会計制度の成立」、『会計』第120巻5号、1981年。

7：前掲、日本会計研究学会特別委員会報告。

8：この取組み、内容については、遠藤 孝「現代企業会計の制度的枠組と企業会計原則の位置づけ」、『会計』第134巻6号、1988年。その後も日本会計研究学会特別委員会「会計フレームワークと会計基準」(1993～94年)。同スタディ・グループ「会計の理論的枠組みに関する総合研究」(1995年～)などがある。

4. 「企業会計原則の見直し」—現金収支計算書の導入—

鎌田 信夫

はじめに

わが国の「企業会計原則」は、1949年にアメリカの会計原則を参考にして、わが国の事情を加味して設定されたものである。そこでは、損益計算書および貸借対照表を主要な財務諸表として定めている。その後、数次の改正が行われたが、今日でも「企業会計原則」のこの基本的態度はかわっていない。しかし、それからすでに50年近く経過し、アメリカでは、財務会計基準審議会(FASB)は、1987年の財務会計基準書第95号『現金収支計算書』(SFAS95)で、一組の財務諸表を構成する財務諸表の1つとして現金収支計算書を位置づけるようになった。これが実施されてから、すでに10年経過して、現金収支計算書はアメリカの財務報告制度に定着している。アメリカのSFAS95の影響を強く受けて、英語圏諸国では、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドおよび南アフリカの諸国も、現金収支計算書を主要な財務諸表の1つとして位置づけて開示することになった。われわれはこのような動向について検討してきたが、「企業会計原則」を見直して、現金収支計算書を主要な財務諸表の1つとして位置づけるよう規定する必要があると考える。以下では、その理由を明らかにし具体的な方法について提言する。

1. 現金収支計算書導入の理由

われわれが、主要な財務諸表の1つとして現金収支計算書を開示すべきであると主張する理由は以下に示すとおりである。

1. 外部の利用者(投資者、債権者、その他の利用者)が、下に示す目的のため現金収支情報を必要としている。
 - ①企業の純資産の変動、流動性、支払能力および財務弾力性を評価する
 - ②企業の現金および現金同等物を獲得する能力を評価する
 - ③他の企業の将来の現金収支の現在価値を評価し、比較分析するための方法を開発する
 - ④異なる会計処理の影響を排除し、経営成績の指標を比較可能なものとする
 - ⑤過去に行った将来の現金収支に関する評価を検証し、収益性と正味現金収支との関係を調査する
2. 1990年のバブル崩壊後、住専(住宅専門金融会社)、銀行および一般企業の倒産あるいは支払不能という事態が続出して、希少資源の浪費が行われて、国民経済は重大な打撃を受けた。もし、現金収支計算書が開示されていれば、これらの事態は相当程度まで回避できた。
3. 1992年に改訂国際会計基準第7号『現金収支計算書』(改訂IAS7)が公表された。わが国は、これをできるだけ誠実に国内化する義務がある。
4. 1993年10月に証券監督者国際機構(IOSCO)は、改訂IAS7をコア基準の第1号として認めた。わが国の会社が、改訂IAS7に準拠した現金収支計算書を作成すれば、

わが国の企業は海外の資本市場で資金調達することが容易になる。

5. わが国の有価証券報告書届出会社は、「企業内容等の開示に関する省令」(「開示省令」)に基づく『資金収支表』を作成し開示している。これらの会社は、資金収支表の作成について約10年間の経験をもち、資金収支表の開示は実務界に定着している。現金収支計算書は資金収支表に類似するところが多く、これらの会社が現金収支計算書を作成することに違和感は少ない。

2. 現金収支計算書導入の方法

「開示省令」に基づく資金収支表は、第1表に示すとおりである。有価証券報告書届出会社は、すでに約10年間にわたり「開示省令」に基づく資金収支表を作成し開示している。したがって、これを改善して、現金収支計算書を作成することが最も適切である。この改善は、外部の利用者の利用目的に適合する方向で行われなければならない。財務諸表の利用者が資金収支表をどのように利用しているか、いろいろ調査してみると、それは改訂IAS7が明示している目的とほぼ一致している。そこで、このような利用目的を達成する方向で、資金収支表の内容と形式の改善方法を検討してみた。

資金収支表を改善すべき事項は以下のとおりである。

1. 資金概念: 資金収支表における資金は、「現金」および「市場性のある一時所有の有価証券」である。このうち「市場性のある一時所有の有価証券」は株式や公社債などが代表的なもので、現金が必要な場合に、直ちに現金化することが期待されている。しかし、これには評価の問題が含まれるし、改訂IAS7で定義されている「現金同等物」の範囲を越えている。このため、資金収支表の資金概念から「市場性のある一時所有の有価証券」を除外し、現金概念を用いる。現金同等物にかわり、イギリスの基準にならない、新たに「流動資源の管理」の区分を設ける。
2. 表示方法: 資金収支表では、収入および支出は、企業活動の性質に従って、「事業活動」と「資金調達活動」に区分されている。また、事業活動は「営業収支(営業収入－営業支出)」、「有形固定資産関係収支(有形固定資産売却等収入－有形固定資産取得等支出)」および「決算支出等(配当金、法人税等、その他)」に3区分されている。「資金調達活動」には、銀行からの借入や社債や株式の発行による資金調達や資金の返済が含まれる。これに対して、改訂IAS7は、企業活動を「営業活動」、「投資活動」および「財務活動」に3区分し、「営業活動に伴う現金収支」(Cash Flow from Operation : CFO)を重視している。とくに、ニュージーランドの基準は、このCFOを1要素とする有用な比率として、1)CFOで賄われる利息または配当の比率、2)CFOに対する短期および長期負債の比率、および3)純利益に対するCFO比率の3つをあげている。このように、CFOは財務分析のうえで重要な項目であるから、わが国でもCFOを明示する必要がある。このため、資金収支表をつぎのように組み替える。

①「営業収支」と「営業外収支」はすべて「営業活動」に区分する。すなわち、資金収支表では「営業外」という概念を用いない。